

各局区長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長
(財政部財政課)

令和 2 年度当初予算編成方針について (通知)

令和 2 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

6 月 21 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(「骨太の方針 2019」)において、我が国の経済状況は、過去最高水準の企業収益が続く中、雇用・所得環境も大きく改善しており、地方においても経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めているが、国際政治動向や海外経済の不確実性が、我が国経済のリスク要因であるとしている。また、財政状況は、国・地方の税収が景気回復の継続により過去最高となったが、引き続き厳しい状況であり、財政健全化に着実に取り組むこととしている。さらに、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、消費税率の引上げを予定している。

こうした中、国は、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立を目指すため、Society5.0 時代にふさわしい仕組みづくりとして、成長戦略への投資、人づくり革命や働き方改革、地方創生の取組を進めるとともに、経済再生と財政健全化の好循環の実現を目指した「新経済・財政再生計画」を着実に推進していくとしている。

また、将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現を目指すため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」(6 月 21 日閣議決定)を策定し、第 2 期(令和 2 年度～令和 6 年度)においては、第 1 期の基本目標や地方自治体に対する地方創生版・三本の矢の支援の枠組みを維持しつつ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むとしている。

7 月 31 日には「令和 2 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(概算要求基準)を閣議了解し、歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化としている。

具体的には、社会保障費の高齢化等に伴う増加額として 5,300 億円を見込む中、公共事業、教育、防衛など裁量的経費の要求で前年度当初予算額から 1 割の削減を義務付けている。一方では、約 4 兆円の「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、人材投資や生産性向上に資する施策など予算の重点化を進めている。

また、地方財政については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう同水準を確保としている。

しかしながら、国の概算要求の状況は、一般会計の要求総額が 104 兆 9,998 億円で 6

年連続 100 兆円を超え、今後の予算編成の動向は不透明であり、地方の創生に向けた取組をはじめ、地方交付税、社会保障制度、税制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

また、消費税率の引上げへの対応として、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むため、需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、令和 2 年度当初予算においても適切な規模の臨時・特別の措置を講ずるとしている。

2 本市の財政状況

平成 30 年度一般会計決算では、財政の硬直度を示す経常収支比率は、対前年度 1.4 ポイント減の 92.6%となったが、依然として高い水準にあり、今後新たな財政需要への対応が困難になるおそれがある。加えて、特定目的基金（元本取崩型）の残高は、森林環境基金などを取り崩したため、約 153 億円となり、直近 5 年間で約 25 億円減少している。また、一般会計の市債残高は、臨時財政対策債の増加などにより、約 4,614 億円となり、直近 5 年間で約 217 億円増加している。今後の公債費負担の増加に対処するには、引き続き市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

令和元年度の当初予算編成では、第 3 次行財政改革推進大綱やアセットマネジメント基本方針に基づく取組を予算に反映し、第 3 次総合計画のうち本市がもつ資源を活かし、まちの価値を高める施策としての 5 大構想や総合戦略に基づく人口活力を維持・拡大し、地域経済活性化につなげる取組に予算を重点配分するなど、経費の節減と事業の優先化を徹底したが、なお 50 億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。また、当初予算編成時に見直した財政の中期見通しでは、令和 2 年度以降は、70 億円前後の財源不足が発生し、厳しい財政状況が続く見込みとなっている。

令和 2 年度予算編成に当たっては、歳入においては、依然として、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあり、歳出においては、引き続き自立支援給付費や介護保険事業会計繰出金などの社会保障関係経費の増加が見込まれるほか会計年度任用職員制度の施行による人件費の増加も見込まれ、財政運営は厳しい状況である。

このため、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、既存事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルドによる歳出の徹底した見直しにより、予算の重点化を図る必要がある。

3 令和 2 年度予算編成方針

(1) 基本方針

第 3 次総合計画のまちづくりの目標である「世界に輝く静岡」を実現するためには、公共投資を呼び水として経済の活性化を図り、5 大構想や人口活力の維持対策などの事業を強力かつ円滑に推進する必要がある。令和 2 年度は、財政規律を堅持しながら、第 3 次総合計画後期実施計画を更に推進し、第 3 次行財政改革後期実施計画やアセットマネジメントアクションプラン（第 1 次）を確実に予算に反映させるとともに、SDGs の中長期的な視点を活用し、持続可能な都市経営・行財政運営の実現を目指して取り組まなければならない。以上のことを踏まえ、次に掲げる基本方針のもと予算編成を行うものとし、本市に暮らす人、本市を訪れる人の「安心感」と「満足感」を高める

ことで、世界水準の都市づくりを大胆かつ着実に進め、世界に「存在感」を示すことのできる活力ある都市を目指していく。

なお、これらのことを達成するため、各局が独自性を発揮した政策形成や情報発信を行えるよう、各局の権限を強化し、創意工夫のもと予算要求を行うこととする。また、厳しい財政状況が続く中、新たな行政需要に対応するため、単独の局・部・課で解決できない課題については、局内はもとより局を越えた横断的な連携をより一層図り、適切な役割分担により予算要求を行うこととする。

① 「世界に輝く静岡」の実現に向け、第3次総合計画の更なる推進

第3次総合計画のまちづくりの目標である「世界に輝く静岡」の実現に向け、特に、「静岡市重点政策2020」(R1.5.16企画局長通知「第3次静岡市総合計画後期実施計画(令和元年度～令和4年度)等に係る事業提案について(依頼)」)に位置づけられた2つの取組については最優先に取り組んでいく。

ア 5大構想

本市の最重要課題である「5大構想」をSDGsの視点を踏まえながら実現するための取組

《世界に存在感を示す3つの都心づくり》

- ・歴史文化の拠点づくり(静岡都心)
- ・海洋文化の拠点づくり(清水都心)
- ・教育文化の拠点づくり(草薙・東静岡副都心)

《生活の質を高める2つの仕組みづくり》

- ・「健康長寿のまち」の推進
- ・「まちは劇場」の推進

イ 人口活力の維持対策

地域に活力をもたらす「定住人口」と「交流人口」の拡大を実現するための取組

- ・「まち」の存在感を高め、交流人口を増やす取組
- ・「ひと」を育て、「まち」を活性化する取組
- ・「しごと」を産み出し、雇用を増やす取組
- ・移住者を呼び込み、定住を促進する取組
- ・女性・若者の活躍を支え、子育ての希望をかなえる取組
- ・時代に合った「まち」をつくり、圏域の連携を深める取組

これら2つの取組や重点プロジェクトに資するソフト事業で、新規及び既存事業の拡充については、政策的経費の上限要求枠とは別に特別枠を設定する。特別枠の総額は5億円(一般財源ベース)とする。

② 政策形成能力の向上と情報発信力の強化のための局裁量予算の導入

「世界に輝く静岡」の実現に向け、5大構想や人口活力の維持対策などの事業を強力かつ円滑に推進するためには、各局の更なる政策形成能力の向上や情報発信力の強化が求められていることから、各局の裁量と責任で予算編成ができる局裁量予算を導入

入する。

③ 第3次行財政改革後期実施計画の確実な実施

選択と集中による事業の見直しを行い、自主財源の確保や民間資金の活用を図るため、第3次行財政改革推進大綱に基づく後期実施計画（令和元年度～令和4年度）を確実に予算に反映させる。

④ アセットマネジメントアクションプラン（第1次）の着実な推進

総合計画と財政計画と連動した実効性のあるアセットマネジメントを着実に推進するため、「静岡市アセットマネジメントアクションプラン（第1次）」（平成29年度～令和4年度）に基づき、総資産量の適正化や施設の長寿命化などに着実に取り組んでいく。

⑤ 国の交付金や有利な市債の積極的な活用

骨太の方針2019等を踏まえ、国が推進する地方創生、働き方改革、人材投資、子ども・子育て支援、防災・減災対策、国土強靱化等の取組など国の概算要求基準に示された「新しい日本のための優先課題推進枠」や消費税率引上げに伴う臨時・特別の措置を積極的に活用するとともに、公共施設等適正管理推進事業債や防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債など財政上有利な市債を積極的・効果的に活用し、アセットマネジメントや防災・減災対策に対応していく。

⑥ 市債残高の適正管理

弾力的な財政運営を維持・継続するため、市債の発行をコントロールすることなどにより、市債残高を適正に管理する。

⑦ 国の補正予算が編成された場合への対応

今後、国の動向を注視し、令和元年度補正予算の編成の動きがあった場合には、速やかに、令和2年度当初予算からの前倒しなどが行えるよう体制を整えておくこと。

⑧ 消費税率引上げへの対応

「(2) 具体的な取組」に記載のとおり対応すること。

(2) 具体的な取組

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

<全般的事項>

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 市民目線に立ち、社会情勢の変化やICTの技術革新等を考慮の上、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。

- ③ 要求する事業、特に政策的経費は、将来のあるべき姿から逆算して現在取り組むべきものとし、現状・課題、目的、事業内容、費用対効果及び効果検証の方法などを整理した上で要求すること。
- ④ 第3次総合計画のハード及びソフト事業は、企画局の内示における指示事項を踏まえて要求すること。なお、重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものは、完了済のものを要求すること。
- ⑤ 令和元年度当初予算編成時に課題が示されている事業は、事前に対応状況を整理した上で要求すること。
- ⑥ 市長ヒアリングにおいて示された課題については、11月末までに解決すること。
- ⑦ 新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルド方式により要求すること。また、事業効果が検証できる成果指標（具体的な数値目標）と事業期間（終期）を予め示した上で要求すること。
なお、第3次総合計画では、5大構想を含めた大規模事業の実施が想定され多額の経費が見込まれていることや、長時間労働の是正、仕事量の削減など働き方改革を推進していく必要があることを踏まえ、特に効果が出ていない事務事業等は、廃止・統合や見直しを行った上で、予算要求に反映すること。
- ⑧ 5大構想や人口活力の維持対策、重点プロジェクトに資する新規施策・事業（ソフト事業）は、企画局（企画課）より示された方針に沿って、第3次総合計画及び総合戦略の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求すること。
- ⑨ 第3次行財政改革後期実施計画に基づく取組の実施による効果額や、総務局（総務課）が実施する静岡型行政評価制度（事務事業評価第2次評価及び施策評価第2次評価）による評価結果については、予算要求に確実に反映すること。
- ⑩ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られない見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。
- ⑪ 国県補助金等を財源に実施している事業は国の概算要求基準を注視し、事業の制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。
- ⑫ アセットマネジメントの対象となる公共建築物の大規模改修・修繕、建替え等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

② 使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。使用料の見直しについては、「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づき適宜見直しを行うこと。

なお、料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額（増収分）について別の事業要求（事業費変動経費）を認める。

③ 未利用財産の処分

未利用財産については、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を図ること。

④ 新たな財源確保

広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源確保を行う場合については、その収入相当額の事業要求（事業費変動経費）を認めるので、積極的に検討すること。

⑤ 消費税率引上げ

令和元年度10月からの消費税率10%への引上げを踏まえて、影響を受けるすべての歳入に影響額を反映すること。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

上記3（1）①に取り組むために設定した特別枠を確保するため、枠配分経費は、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額（令和元年度当初予算一般財源から、枠配分経費（財政課が指定した事業に係る経費は除く。）に係る一般財源額の5%相当額を減じた額）を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

イ 人件費（会計年度任用職員を除く）

静岡市職員適正配置計画に基づき、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するといったシェイプアップの視点を重視して、定員の適正化を図るとともに、総人件費の抑制に努め、必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加

する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。

特に、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度に係る扶助費については、平成27～30年度の実績及び幼児教育の無償化の影響を踏まえ、必要額を精査して要求すること。

なお、市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

エ 会計年度任用職員に係る経費（枠配分対象外）について

会計年度任用職員に係る給料・報酬等については、総務局（総務課）からの内示を踏まえて要求すること。

② 政策的経費

ア 重点政策

（ア）第3次総合計画の5大構想や人口活力の維持対策、重点プロジェクトに資する新規事業及び既存事業の拡充のソフト事業

企画局（企画課）から内示を受けた事業については、成果指標やKPI（重要業績評価指標）と事業期間（終期）を明確に設定した上で、内示における指示事項を踏まえて要求すること。なお、重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものや企画課との協議が必要なものは、完了済のものを要求すること。

（イ）第3次総合計画の5大構想や人口活力の維持対策、重点プロジェクトに資する既存のソフト事業

企画局（企画課）から内示を受けた事業については、内示における指示事項を踏まえて要求すること。なお、上記3（1）①に取り組むために設定した特別枠を確保するため、ソフト事業の再編・整理、廃止、縮小、統合等の見直しをした上で、企画局（企画課）から示された一般財源額（財政課が指定した事業に係る経費は除く。）の5%相当額を減じた額を上限として要求すること。

イ 投資的経費

（ア）第3次総合計画に基づく事業

企画局（企画課）が内示する金額を上限として、内示における指示事項を踏まえて要求すること。なお、重要政策検討会議で検討すべき等の指示が出ているものや企画課との協議が必要なものは、完了済のものを要求すること。

a 補助・直轄事業については、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。

なお、令和2年度の補助要望を行う場合は、必ず財政課と事前協議のうえ、合議をすること。

b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで要求すること。

c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し等により財源を生み出すこと。

(イ) 臨時の事業

事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

(ウ) その他の事業（総事業費 50,000 千円未満の事業）

局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(エ) (ア)、(イ)、(ウ) の事業については、各局において事業ごとに優先順位を付して要求すること。

(オ) 「公共事業の品質向上とコスト削減の取組」の内容を予算に反映させること。

(カ) 用地取得費（補助事業で行う用地費を除く。）は、土地取得等検討委員会で承認されたもの以外は要求できないので注意すること。

(キ) アセットマネジメント対象施設の大規模修繕・建替等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求する。

ウ 繰出金

特別会計及び企業会計への繰出金は、事前に財政課と協議を行った上、十分精査し、必要額を要求すること。

エ 出資金、貸付金、積立金及び災害復旧費

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

オ 事業費変動経費等

(ア) 事業費変動経費

事業費変動経費は、事業費の増減が年度間で著しく大きな事業、事業費が安定していない事業、期間限定の事業、財政課で査定する必要がある事業などで、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

(イ) 施設維持管理等経費

施設の長寿命化など将来の財政負担軽減効果が期待できる取組などで、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(ウ) 事業費固定経費

継続して実施している事業費が大きい事業、義務的性質の事業などで、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

カ その他の政策的経費

上記ア～オ、下記キ、ク以外のその他の経費（新規事業の創設、既存事業の拡充を含む。）は、厳しい財政状況と時代の変化を踏まえ、必要性や市の役割、費用対効果などを十分検証し、局内の既存事務事業（枠配分経費を含む。）の再編・整理、廃止、縮小及び統合等の見直しをした上で、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額（令和元年度当初予算一般財源からその他の政策的経費に係る一般財源額の5%相当額を減じた額）を上限として要求すること。

キ 補助金、負担金

内容、金額を精査し、必要額を局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限

として要求すること。

ク 臨時経費

他の経費区分で予算化できない単年度の臨時経費（法令で実施義務があるもの、実施しなければ行政運営上支障が出るものなど必ず実施する必要がある事業で、概ね100万円以上の事業費のもの）で、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

③ 局裁量予算について

政策的経費のうち、投資的経費のその他の事業（総事業費5,000万円未満）（上記②イ（ウ））、施設維持管理費等（上記②オ（イ））、事業費固定経費（上記②オ（ウ））、その他政策的経費（上記②カ）、補助金、負担金（上記②キ）は、局裁量予算とし、各局の裁量と責任で予算編成を行う。

なお、局裁量予算の一般財源額は、局裁量予算内の各経費区分間で調整することができる。

④ 経常的経費と政策的経費の各経費区分間の調整について

経常的経費の枠配分経費（上記①ア）、政策的経費の第3次総合計画の5大構想や人口活力の維持対策、重点プロジェクトに資する既存のソフト事業（上記②ア（イ））及び局裁量予算（上記③）の一般財源額は、これらの合計額の範囲内で調整して要求することができる。

ただし、政策的経費の第3次総合計画の5大構想や人口活力の維持対策、重点プロジェクトに資する既存のソフト事業（上記②ア（イ））の一般財源を経常的経費の枠配分経費（上記①ア）及び局裁量予算（上記③）に移行させることはできない。

⑤ 消費税率引上げ

消費税率の10%への引上げを踏まえて、影響を受けるすべての歳出に影響額を反映すること。

ア 経常経費のうち枠配分経費

需用費のうち燃料費、光熱水費、（維）修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料の令和元年度当初予算一般財源に消費税率引上げ分を上乗せした財政課から示す一般財源額を上限とし、要求する。

イ 政策的経費

事業の見直しや再構築を行うことなどにより、企画局（企画課）の内示額以内、または財政課から示す一般財源額を上限とし、要求する。

ただし、施設の維持管理・保守に係る経費等の消費税率引上げ分は、財政課と協議が整ったものについて、示達額を超えて要求することができる。

(3) 特別会計・企業会計

- ① 特別会計及び企業会計についても、上記（2）に準じて具体的な取組を進めること。

- ② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金の減額を図り要求すること。

(4) その他の留意事項等

- ① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。
- ② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、総務局（総務課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。
- ③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。